

## 役員選考委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」という）の定款第4章第23条に定める理事及び監事の選考に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員の選定)

第2条 理事会は、役員改選を行う社員総会の相当期間前に、本協会の理事候補及び監事候補者の選考の為、役員選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2、委員会は、社員総会において役員が決定し、理事会において業務執行理事が決定するまで存続する。

3、委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

4、委員は、理事、監事及び外部の有識者の内から理事会の承認を得て委嘱する。

5、委員長は委員会の決議により決定し委嘱する。

### (委員会の開催)

第3条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。但し、他の委員が招集する事を妨げない。

2、委員長に事故があるとき又はやむを得ない理由により委員長が欠席する時は、副委員長が、副委員長も欠席の場合は、委員が協議の上、委員の中から議長を選任する。

3、委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

### (役員候補者の推薦)

第4条 役員候補者となる為には、以下のいずれかに該当しなければならないものとする。

- (1) 役員候補者に立候補する旨を委員会へ文書で提出したもの。
- (2) 5名以上の正会員から、委員会へ文書で推薦されたもの。
- (3) 委員会が推薦するもの。

2、委員会は上記に定める役員候補者の名簿を作成するものとする。

### (役員候補者の審査)

第5条 委員会は前条第2項で作成された役員候補者名簿を審査し、出席委員の過半数の決議により、本協会の社員総会に上程する理事候補者及び監事候補者を決定する

ものとする。但し、役員候補者となる委員については、当該委員会の決議には参加しないものとする。

2、前条により決定した理事候補者及び監事候補者を社員総会に上程し、本協会定款第13条(2)号に基づき決議する。

(業務執行理事の決定)

第6条 社員総会で選任された理事の中から、定款第24条第2項に基づき代表理事、業務執行理事及び副会長を、理事会の決議によって選定する。なお、その理事会に委員は出席し意見を述べることができる。

(本規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

本規程の一部を改正し、2024年7月15日より施行する。